

報告第20号

放棄した債権の報告について

小松島市債権管理条例（平成27年小松島市条例第13号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日報告

小松島市長 中山俊雄

放棄した債権の報告について

1 債権の名称

(昭和52年5月20日付け契約) 宅地取得資金貸付金

2 債務者

亡 A 相続財産

3 債権の件数及び額

宅地取得資金貸付金 1 件

未払いの元金利息金 2, 879, 573 円及びこれに係る違約金

4 放棄した事由

小松島市債権管理条例第14条第1項第4号該当

(理由)

借受人 亡 A が借り入れた第1項の貸付金を原資として取得した土地に設定された、本市を抵当権者とする抵当権に基づき担保不動産競売を申し立てたが、売却されなかった。

借受人 亡 A について、判決(平成30年6月定例会議 議案第46号可決により訴訟提起)による債務名義取得後、強制執行の手続をとったが、取立額では債権額を満たすことができず、その後、同借受人が死亡し、相続人全員が相続放棄したため、相続人不存在となった。

また、連帯保証人2名について、訴訟を提起(平成30年6月定例会議 議案第46号可決)したが、消滅時効の援用があり、債権が消滅した。

以上のことから、これ以上の債権回収が困難であるため。